軽自動車税(種別割) 減免の対象

(1) 身体障害者及び戦傷病者

4月1日現在、手帳をお持ちの方

障害の区分		身体障害者手帳	戦傷病者手帳
視覚障害		1級から3級までの各級及び4級の1	特別項症から第4項症までの各項症
聴覚障害		2級及び3級	特別項症から第4項症までの各項症
平衡機能障害		3級及び5級	特別項症から第4項症までの各項症
音声機能又は言語機能障害		3級(こう頭摘出に係るものに限る。)	特別項症から第2項症までの各項症 (こう頭摘出に係るものに限る。)
上肢機能障害		1級及び2級	特別項症から第3項症までの各項症
下肢機能障害		1級から6級までの各級	特別項症から第6項症までの各項症および 第1款症から第3款症までの各款症
体幹機能障害		1級から3級までの各級及び5級	特別項症から第6項症までの各項症および 第1款症から第3款症までの各款症
乳幼児期以前の非進行性の 脳病変による運動機能障害	上肢機能	1級及び2級	
	移動機能	1級から6級までの各級	
心臓機能障害		1級, 3級及び4級	特別項症から第3項症までの各項症
じん臓機能障害		1級, 3級及び4級	特別項症から第3項症までの各項症
呼吸器機能障害		1級, 3級及び4級	特別項症から第3項症までの各項症
ぼうこう又は直腸の機能障害		1級,3級及び4級	特別項症から第3項症までの各項症
小腸機能障害		1級, 3級及び4級	特別項症から第3項症までの各項症
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害		1級から3級までの各級	
肝臓機能障害		1級から4級までの各級	特別項症から第3項症までの各項症

(2) 知的障害者

(3) 精神障害者

精神障害者保健福祉手帳	1級